

ブロック社保協事務局長会議への報告(福島県)

2023年9月14日 福島県社保協

「保険証廃止」福島県議会への請願 ⇒ 不採択

02~04

会派要請行動

自民 受付事務対応(政策責任者不在のため、預かり。後日再訪を)

⇒ 室内に政調会長を確認 紹介受けない

公明 政調会長対応「政府のほうで対応していますので、問題は解決されると思います」

県民連合(立憲所属、国民民主の支援を受けた無所属)

受付事務対応(うちいろいろな意見があるので紹介議員は無理だと思います)

⇒ 再訪時、紹介受けない

共産 紹介議員として対応

委員会(福祉公安委員会)に共産党議員不在、不採択 ⇒ 本会議で共産のみ採択表明

常任委員会 6あり、共産党 5議席のため割り当てられず。以前は5委員会→6に再編

震災・原発事故から12年

「福島円卓会議」の開催

05~17

「ALPS処理水」海洋放出について

18~24

「汚染水」の呼称について

ふくしま復興共同センターとしては、漁民の方々の心情に寄り添うこと、共闘を広げるために、

汚染水との呼称が風評を広げているとの認識が広がっているため、

運動の中では「ALPS処理水」と呼称することを確認しました。基準値の問題や第三者機関が評価していないこと、総量規制がされていないこと、汚染水時点の核種は69と発表されているが、最近64から69に追加されており、その他の核種も隠れている可能性を否定できないなどの理由から「汚染水」であるとの認識はもっていますが、運動の前進のために判断しました。

「ALPS処理汚染水の海洋放出を差し止めるための訴訟」提起

25

県政への要望等

2023年9月定例県議会に関する申し入れ(日本共産党福島県議団)

26~37

県内新型コロナの状況

38~41

福島県内「定点観測」から

福島県医師会「独自集計」月・木の陽性者数を集約

学校給食費の無料化を求める運動

42~44

2023年6月20日

福島県議会議長 渡辺 義信 様

(請願団体)

福島県社会保障推進協議会

会長 佐藤 和久

〒960-8141

福島市渡利字番匠町 15-2

電話 024-(521)5205

(紹介議員)

宮本 しづえ

大橋 沙織

「健康保険証廃止による受療権の侵害に強く抗議し、健康保険証の廃止撤回を求める意見書」の提出を求める請願書

日頃から県民の健康・福祉の充実に努力されている貴職に心から敬意を表します。

6月2日、参議院本会議において、マイナンバー法等改正案が可決、成立しました。改正案には、2024年秋に健康保険証を廃止にする案が盛り込まれています。

これまで健康保険証は、すべての国民の手元に配布されていましたが、マイナンバー保険証は申請制となり、役所で手続きをしなければ取得できません。審議のなかで、障がい者や認知症の方、高齢者など、多くの方がマイナンバー保険証の手続き・取得・管理ができない実態が明らかになりました。政府はこれに対して、国民が納得できる具体的な解決策を示していません。

このままでは、膨大な無保険者が生まれる危険性があります。国民皆保険制度の根幹を崩す重大問題を断じて容認することはできません。

マイナンバー法等改正案の成立に強く抗議すると共に、健康保険証の廃止撤回と、国の責任ですべての国民に健康保険証の交付をするよう、国に対する意見書を採択して頂くよう請願いたします。

記

1. 健康保険証の廃止を撤回すること。
2. 国の責任で、すべての国民に健康保険証を交付すること。

以上

健康保険証廃止による受療権の侵害に強く抗議し、 健康保険証の廃止撤回を国に求める意見書（案）

6月2日、参議院本会議において、マイナンバー法等改正案が可決、成立しました。改正案には、2024年秋に健康保険証を廃止にする案が盛り込まれています。

これまで健康保険証は、すべての国民の手元に配布されていましたが、マイナンバー保険証は申請制となり、役所で手続きをしなければ取得できません。審議のなかで、障がい者や認知症の方、高齢者など、多くの方がマイナンバー保険証の手続き・取得・管理ができない実態が明らかになりました。政府はこれに対して、国民が納得できる具体的な解決策を示していません。

このままでは、膨大な無保険者が生まれる危険性があります。国民皆保険制度の根幹を崩す重大問題を容認することはできません。

マイナンバー法等改正案の成立に強く抗議すると共に、健康保険証の廃止撤回と、国の責任ですべての国民に健康保険証の交付をするよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1. 健康保険証の廃止を撤回すること。
2. 国の責任で、すべての国民に健康保険証を交付すること。

令和 年 月 日

福島県議会議長 渡辺義信

【提出先】

内閣総理大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣、財務大臣、総務大臣

以上

請願審査結果表

受理番号	請　願　の　要　旨	請　願　者　住　所　氏　名	紹介議員	受理年月日	審査結果	新規・継続	委員会
156	健康保険証廃止による受療権の侵害に強く抗議し、健康保険証の廃止撤回を求める意見書の提出について	福島市渡利字番匠町15-2 福島県社会保障推進協議会 会長 佐藤 和久	宮本しづえ 大橋 沙織	令5.6.20	不採択	新 規	福祉公安

2023年7月4日 記者会見資料

復興と廃炉の両立と A L P S 処理水問題を考える福島円卓会議
(「福島円卓会議」)
開設のお知らせと参加の呼び掛け

呼び掛け人一同を代表して 今野順夫・千葉悦子・林 薫平(当会議事務局長)

別記の趣旨により、復興と廃炉の両立と A L P S 処理水問題を考える福島円卓会議
(「福島円卓会議」)を開催しますので、広く参加を呼び掛けます。

福島県民・国民の参加により対話型で復興と廃炉の両立、A L P S 処理水問題の解決に向けた模索をして行きたいと考えます。政府・東電にも参加を求めて行きます。

日 時 2023年7月11日 午後2時から4時まで

場 所 福島県杉妻会館4階「牡丹」 午後1時から受付

連絡先 事務局長 林薰平 e129@ipc.fukushima-u.ac.jp 070-6665-4190

参加費 無料 (当日、会場での参加に加え、リモート参加も準備します。)

呼び掛け人8名

●今野順夫 (ふくしま復興支援フォーラム主宰、元 福島大学長、元 コープふくしま理事長)

●中井勝己 (元 福島大学長、元 福島大学うつくしまふくしま未来支援センター長、元 福島県環境審議会長)

●菅野孝志 (JA福島中央会最高顧問、JA全中副会長、地産地消運動促進ふくしま協同組合協議会 前会長)

●菅野正寿 (二本松市ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会 元理事長、福島県有機農業ネットワーク 元理事長)

●守友裕一 (宇都宮大学名誉教授、元 福島県農業振興審議会長、元 飯館村営農再開検討会議議長、中山間地域フォーラム理事)

●千葉悦子 (元 福島大学副学長、元 福島県農業振興審議会長、福島県男女共生センター館長)

●塩谷弘康 (福島大学副学長、元 福島県総合計画審議会長)

●林 薫平 (福島大学食農学類准教授、福島県地域漁業復興協議会委員、元 福島県林業人材育成機能検討会副会長、みやぎ生協・コープふくしま理事)

賛同人 12名

- 荒井 聰（福島大学食農学類長、福島県農業振興審議会長、福島県生協連理事）
- 難波謙二（福島大学環境放射能研究所長、元 福島県水産業振興審議会長）
- 佐藤彌右衛門（会津電力特別顧問、全国ご当地エネルギー協会名誉会長）
- 井出 茂（川内村議会議員、川内村商工会長）
- 渡部英一（猪苗代観光船代表取締役、元 猪苗代町議会議員）
- 早川敬介（前 郡山信陵会長、元 福島県P.T.A連合会長）
- 井上 健（福島大学経済経営学類長、元 福島県地域漁業復興協議会委員）
- 岩崎由美子（福島大学行政政策学類教授、福島県総合計画審議会長）
- 新井 浩（福島大学人間発達文化学類教授）
- 川崎興太（福島大学共生システム理工学類教授）
- 柴崎直明（福島大学共生システム理工学類教授、福島第一原発地質・地下水問題団体研究グループ代表）
- 鈴木 浩（福島大学名誉教授、元 福島県復興ビジョン検討委員会座長、福島県民版復興ビジョン起草委員会代表）

福島円卓会議への参加の呼びかけの言葉 (呼び掛け人 菅野孝志)

2021年、海洋放出の方針が決定されたとき、福島県の協同組合セクター（JA・JF・森林組合・生協）は、共同で反対声明を出しました。

それは、政府・東電との互いの理解促進へ道を開きたいとの思いからでありました。

決めるのは国、決められるのは国民、という構図では理解促進はできないと考えます。復興と廃炉をともに進めていく上で、何とかしなければとの思いは、皆同じだと思います。

この円卓会議への皆さんの参加を呼び掛けます。

「福島円卓会議」趣旨説明

(7月4日の仮版、7月11日の会議開設当日、詳細版を提出)

現在、東京電力福島第一原発のALPS処理水問題をめぐって国内外で意見が対立・分裂したまま放出準備がスケジュール先行で進められる様相を呈しており、特に地元の漁業関係者との「約束」を反故にしかねない設備工事や放出方針の決定を強く憂慮する。政府と東電が原子力規制委員会や国際原子力機関（IAEA）による検査・査察の結果のみに依拠して、地元住民の参加・対話や、十分な国民的・国際的議論を欠いたまま海洋放出開始に進むのであれば、今後に向けて大きな禍根を残し、それが浜通り地域をさらに圧迫して追い込んでしまうことを懸念する。

我々、呼掛け人8名と、賛同人14名（別記）は、福島県のALPS処理水問題を始めとする廃炉のあり方の決定に関して福島県民や国民が議論に参加し意思決定に参加していく新たな枠組みが必要であると考え、その枠組みを目指して福島円卓会議を開設する。当会議は対話・参加・中立的な場づくりによる問題解決を目指し、広く福島県民や国民に参加を呼び掛けていく。

当会議は、廃炉に向けて責任を負い、「廃炉と復興の両立」を掲げる政府と東電にも参加を求めるものである。

当会議で検討することとしては、①政府と東電が掲げる「復興と廃炉の両立」のテーマに関して、具体的にその両立を担保・保障できる規律や手法を急いで構築すること（それには、原発の廃炉の状況だけでなく、もう一方の、浜通り地域の生活・産業の復興状況の詳細な把握が必要となる）、②政府と東電の説明に「廃炉を進めるためにALPS処理水の放出は避けられない」とされるが東電の原発の廃炉（地下水問題を含む）の見通しや、限られた時間的・スペース的・資金的条件や課題を詳細に把握すること、以上を踏まえた上で、③ALPS処理水を始めとする福島第一原発の放射性廃棄物の保管・移動・処分のあり方、解決策や折衷案（試験的・暫定的な保管・移動・処分の選択肢）などを、きめ細かな状況認識と開かれた参加型の討議によって模索していくことがある。その際に、原子力規制委員会や国際原子力機関（IAEA）などによる原子力工学などの分野の専門的な知見を議論のテーブルに載せつつ、そこに不足している専門分野や、地域的・社会的・国際的諸要因を加えて、開かれた形で当面の問題解決に向けた考え方を模索して現実的な形で提起していくことを目指す。

東日本大震災

福島第1原発事故 復興と廃炉、議論の場に 福島大研究者ら 「円卓会議」開設へ / 福島

地域 福島

毎日新聞 2023/7/5 地方版 有料記事 759文字



東京電力福島第1原発事故を巡る諸課題について広く県民を巻き込んだ議論につなげようと、福島大の研究者ら有志が11日、「復興と廃炉の両立とALPS処理水問題を考える福島円卓会議」を開設する。福島大准教授の林薫平さんらが4日、県庁で記者会見を開き、県民に参加を呼び掛けた【肥沼直寛】

福島円卓会議の開設について会見で説明する今野順夫さん(右)、林薫平さん(中央)ら=福島市の福島県庁で2023年7月4日午後0時25分、肥沼直寛撮影

田文雄首相が国際原子力機関(IAEA)のグロッッシ事務局長から、放出計画の安全性を検証した包括報告書を受け取った。しかし、地元の漁業者を中心に反対の声が根強く、放出への理解は広がりを欠いている。

福島円卓会議の呼びかけ人は、元福島大学長の今野順夫(としお)さんや、元同大副学長の千葉悦子さんら8人。県内各地で教育や行政などに携わる専門家らも賛同している。会議には、国や東電からの参加も募る。処理水の海洋放出時期の決定後も、「復興と廃炉の両立」をテーマに継続的に議論するとしている。

事務局長の林さんは、県地域漁業復興協議会の委員として試験操業の枠組み作りの議論に加わった経験がある。林さんは記者会見で、処理水問題の現状について「昨年ごろから漁業の復興が軌道に乗る中で、危機感が出てきた。本来であれば底引き網漁などの議論をする重要な時期だが、現場がそれどころではなくなっている」と説明。そのうえで「中立的で誰でもいろいろな考え方を述べられる会議体をこのタイミングで発足させようと考えた」と語った。

第1回は11日午後2時から、福島市の杉妻会館で開催予定。参加費は無料。問い合わせは事務局長の林さん(e129@ipc.fukushima-u.ac.jp)。当日参加やリモート参加も受け付ける。

毎日新聞のニュースサイトに掲載の記事・写真・図表など無断転載を禁止します。著作権は毎日新聞社またはその情報提供者に属します。

「復興と廃炉の両立」を模索する円卓会議 福島大元学長らが呼びかけ

力丸祥子 2013年8月4日 11時50分



「福島円卓会議」の記者会見で、左から吉田千賀子さん、林薰平さん、林大元さん。右は司会の力丸祥子さん

東京電力福島第一原発をめぐり、国や東電が掲げる「復興と廃炉の両立」に市民の声を反映させる方法を模索しようと、福島大元学長ら8人が呼びかけ

「福島円卓会議」を立ち上げる。事務局長を担う林薰平・福島大食農学類准教授らが4日、県庁で記者会見を開き、明らかにした。11日に初会合を予定し、参加を呼びかけている。

円卓会議は、これまで国や東電の決定に従ってきた県民が「復興と廃炉の両立」に向か、意思決定に参加することをめざす。県内の農林水産業者などから報告を受け、処理水の海洋放出や原発敷地内の放射性廃棄物の今後などについて議論する。秋までに複数回予定しているという。

林氏は、復興途上の漁業者らが処理水の海洋放出に反対していることなどを挙げ、「県民には廃炉も復興も必要。処理水問題をはじめ、両者がぶつかり合う現状をつらい気持ちで見ている人も多い。有効な解決策を提示していく場にしたい」と話した。

初会合は11日午後2~4時、福島市の杉妻会館。参加は無料。連絡は林氏（e129@ipc.fukushima-u.ac.jp）へ。（力丸祥子）

朝日新聞デジタルに掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

Copyright © The Asahi Shimbun Company. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.

【2023/7/5 福島民友】

福島大の元学長ら学識経験者を中心とした県内の有志は11日、東京電力福島第一原発の廃炉や処理水について考える「復興と廃炉の両立とALPS処理水問題を考える福島円卓会議」を発足させる。県のほか、国や東電にも参加を促し、放出開始が迫る処理水への対応などを議論する。

福島円卓会議は、処理水の対応も提案していく」と語った。呼びかけ人の

めを迎える中、国民的な議論が不十分として、中立的な立場での新たな議論の場となることを目指す。

元福島大学長の今野順夫氏や中井勝己氏、前JA福島五連会長で全国農業協同組合中央会（JA全中）副会長の菅

官民で対応議論

野孝志氏らが呼びかけ人となり、県民らが議論し、意思決定に参加できる新たな枠組みになることを目標とする。

11日の初会合は午後2時から福島市の杉妻会館で開かれ

呼びかけ人の一人で同会議事務局長を務める林薫平福島大食農学類准教授は4日、県庁で記者会見し「県民としてい」と語った。呼びかけ人の

福島円卓会議11日発足

復興と廃炉のバランスをどう取っていくのかを考え、処理

水への対応も提案していきたい」と語った。

今野氏と千葉悦子元福島大副

学長が同席した。

11日の初会合は午後2時から福島市の杉妻会館で開かれ

る。参加などに関する問い合わせは林准教授（メールe129@ipc.fukushima-u.a

c.jp）へ

海洋放出 一方的に決めず議論を 福島大研究者らが「円卓会議」 2023年7月18日

処理水の海洋放出など福島第一原発の廃炉と復興の課題を議論した
福島円卓会議=11日、福島市で

政府が「夏ごろ」とする東京電力福島第一原発（福島県大熊町、双葉町）の汚染水を浄化処理した後の水の海洋放出が迫る中、処理水の処分について国民的な議論を求める動きが起きている。福島大の研究者らが「復興と廃炉の両立とALPS（アルプス）処理水問題を考える福島円卓会議」を設立。政府や東電が廃炉を理由に一方的に方針を決めるのではなく、市民も含め、復興の現状など幅広い視点に立った議論が必要と訴える。（片山夏子）



福島第一原発の処理水 2011年3月11日の東京電力福島第一原発事故後、1～3号機内の溶け落ちた核燃料（デブリ）の冷却作業で発生する汚染水を「多核種除去設備（ALPS（アルプス））」で浄化処理した水。放射性物質トリチウムが除去できずに残っている。政府と東電の計画では、処理水に大量の海水を混ぜ、トリチウム濃度を国の排水基準の40分の1未満にした上で、沖合約1キロの海底から放出する。放出完了には30年ほどかかる見通し。

「地元漁業者らが積み上げてきた努力を無にすることはできない。復興に取り組むわれわれ住民が、政府や東電と対等な立場で意見を交わす場にしたい」。今月11日に福島市で開かれた初会合で、福島大の中井勝己元学長は強調した。

円卓会議には、漁業や農業など福島の復興に携わってきた人たちが賛同人に名を連ねた。初会合にはオンラインを含めて約120人が参加し、20人以上が発言した。

福島県農業協同組合中央会の菅野孝志最高顧問は、政府と東電は決まった方針や質問を説明するだけで国民と一緒に課題に向き合う姿勢が足りないと指摘。「決めるのは国、決められるのは国民という構図では、理解促進はできない。お互いが近づき、本気で話をするべきだ」と述べた。

福島県二本松市の農業、菅野正寿さん（64）も避難指示解除や賠償も県民は決定事項の説明を受けるだけだったと言及。「海洋放出は科学的知見だけでは決められない。市民やそこに暮らす漁業者、農民の声が全く反映されていないのが問題。方針決定のやり方に声を上げていく必要がある」と指摘した。

他にも、政府方針と県民の意見がどう違うのかを比べて議論する場の必要性や、福島県民だけでなく国民全体で考えるべきだ、などの意見が出た。

今後も会合を重ね、提言をまとめることで、事務局長を務める福島大の林薰平准教授（農業経済学）は「海洋放出のように、廃炉の過程で周辺地域に影響が出る場合は、その地域住民や影響を受ける人たちを含めた議論が必要」と指摘する。

十分な議論を欠いたまま放出すれば、将来に禍根を残すとした上で、「政府や東電の考え方を議論のテーブルに乗せることが大事だ。廃炉や復興について、一緒に解決策を考える場であることを伝えていく」として、政府や東電にも議論への参加を求め続ける。

「東京電力の過去の姿勢が不信感抱かせる」廃炉や処理水議論「円卓会議」意見相次ぐ 福島【処理水 福島の葛藤】

テレビユー福島 2023年8月1日(火) 17:40

東京電力福島第一原発の処理水の処分方法を幅広い立場で議論する「円卓会議」の2回目の会合が開かれ、県漁連からは「東電の過去の姿勢が不信感を抱かせる」といった意見が出ました。この円卓会議は、福島第一原発の処理水の処分方法や廃炉について幅広い立場で議論しようと、福島大学の学識経験者などによって立ち上げられたものです。2回目の会合には、県内外からおよそ70人が集まりましたが、前回同様、国と東電は参加しませんでした。

県漁連・柳内孝之理事「（東京電力）不都合なところを隠そうというのがあまりにも大きく出すぎている」県漁連の柳内理事は、東電の過去の姿勢が、より不信感や疑念を抱かせる逆効果になっていると意見を述べました。

次回の会議は、8月21日に開催される予定です。

福島円卓会議 緊急アピール

(2023年8月21日 第3回円卓会議を経た確定版)

当会議は、福島県民・国民の参加によりALPS処理水の処分のあり方や復興と廃炉の両立について議論していくために立ち上げ、7月11日、8月1日の2回の討議を重ねているが、現在の情勢の中で緊急で以下のアピールを発出する。

福島円卓会議一同

1. 今夏の海洋放出は凍結すべきである

政府・東電による、ALPS処理水を今夏ごろまでに海洋放出するという一方的に決められたスケジュールは、2015年の「関係者の理解なしにいかなる放出もせず処理した水はタンクに貯留する」という文書で交わした約束を遵守するために凍結し、関係する人々の参加による議論に付すべきである。

原発の廃炉を地元の復興と両立させるために、これまで最も被害を受けてきた浜通り自治体の住民、漁業・水産関係者の意見を重視しながら、県民・国民の参加による議論を進めていく必要がある。

政府・東電がお墨付きを得たかのように依拠するIAEA（国際原子力機関）の安全性レビュー報告書は、限られた範囲の評価を出るものではなく、これだけを根拠として、影響を受ける人々が参加すべき議論のプロセスを省略して放出を強行することは認められない。

【補注1】

2. 地元の漁業復興のこれ以上の阻害は許容できない

原発事故と汚染水問題により多大な被害を受けてきた地元漁業者が、2015年の約束の遵守を一貫して要求し、海洋環境を守り生業を続けていきたい一心で放出に反対する数々の声を発してきたことは尊重されなければならない。これを無視してスケジュール先行の海洋放出の説明会が政府によって繰り返されている現在の状況は、対話と相互理解に向けた姿勢を欠いており、漁業関係者を孤立させ、漁業復興に向かう現在の数々の重要な事業を強く阻害しており、強く懸念されるものである。

政府と東電からは、海洋放出実行に伴い風評対策を徹底する、被害には賠償をするという新たな約束が出てきているが、地元漁業者が要求していることと大きな隔たりがある。

漁業の復興の阻害をこれ以上許容できるものでなく、どうすれば漁業の復興を続けられるのかを政府・東電も真摯に考え、対話すべきである。

【補注2】

3. いま優先して取り組むべきなのは地下水・汚染水の根本対策である

政府と東電からは、廃炉の進行のために処理水の海洋放出が先送りできないという説明が繰り返されているが、その当否が明らかでなく、むしろ福島県民から見て「待ったなし」なのは原発の地下水流入・汚染水削減の抜本的対策である。

昨年の処理水の希釈・海洋放出設備の事前了解の際に、福島県から、地下水流入に起因する建屋内の汚染水発生を根本的に低減できる対策を実行していくように要求し、それ以後も繰り返しこれを求めてきているがその計画は出されていない。

汚染水対策が今後前進しなければ、処理水が増え続けるのを止められないばかりか、原発港湾内の放射性物質濃度の高止まりや上昇にもつながる可能性がある。これらは地元の復興に直結する問題であり、海洋放出の必要性の有無以前に、緊急で取り組まなければならない課題である。

【補注3】

4. 海洋放出は具体的な運用計画がまだなく、必要な規制への対応の姿勢も欠けている

東電の海洋放出案に関して、設備面では規制委員会および福島県の廃炉安全監視協議会での確認を経ているが、具体的な運用計画がない。それには、対象となるタンク・希釈水・放出量の詳細内容が含まれなければならない。運用計画は、実施の前年度までに提出して審議に付さなければならないものであり、東電も提出意思を度々示しているが未提出である。

のことから、今年度の放出開始は不可能であり、改めて地元と協議すべきである。

また当原発は事故後に特定原子力施設として特別な規制の下に置かれており、それは敷地境界上の固体・気体・液体由来の放射線の総量の規制（年間1ミリシーベルト）という廃炉全期間にわたって遵守しなければならない厳しい制約も含まれる。政府と東電による海洋放出案の説明はこの規制内容を顧慮せず、IAEAのレビューもこの認識を欠いている点で極めて不十分であり、必要な規制や手続きに則って計画の立案・審査をすべきであることを明確にしていく必要がある。

【補注4】

5. 今後、県民・国民・専門家が参加して議論する場が必要である

これまででは、廃炉の進め方をめぐって、県民・国民は、すでに決められた方針に関して「説明される側」と位置付けられてきて、自治体や協同組合や各団体の意見もそれぞれ個別に聴取されるだけで政策に届いて行かず、被災者どうしの分断ももたらされた。

今後はそうではなく、県民・国民や、自治体・協同組合・各団体・専門家が、政府・東電と対等な発言権を持ち、ALPS処理水の処分のあり方や復興と廃炉の両立について意見を交わして、政策決定に参加していく対話の場が必要である。それは、政府と東電の信頼回復のために不可欠であり、また、海と陸、浜通りと中通りと会津、福島県内外の分断を生まないためにも必要である。

当会議はそのような場の設置と多くの方々の参加を呼びかけていく所存である。

【補注5】

以上 【補注1～5は、別紙】

福島円卓会議 緊急アピール 別紙（2023年8月21日）

【補注 1】

福島県漁連は、2015年8月、原発の汚染水の海洋漏洩を止めるための遮水壁の閉合に必要であるという理由で、サブドレンの汲み上げ浄化水の海洋放水の承諾を政府と東電から求められた際に、容認の条件の一つとして「建屋内の水は多核種除去設備等で処理した後も、発電所内のタンクにて責任を持って厳重に保管管理を行い、漁業者、国民の理解を得られない海洋放出は絶対に行わない事」と申し入れ、これに対して、政府と東京電力は約束し、東電は、当時のトリチウム水タスクフォースでの選択肢の検討や分離技術の試験などが実施されていることを挙げ、「検証等の結果については、漁業者をはじめ、関係者への丁寧な説明等必要な取組を行うこととしており、こうしたプロセスや関係者の理解なしには、いかなる処分も行わず、多角種除去設備で処理した水は発電所敷地内のタンクに貯留いたします」と回答をしている。東京電力は、2015年時点では遮水壁の閉合・サブドレン放水が優先だったため、やむをえずこの約束を結んだと説明している（2023年7月7日、宮城県生協連・福島県生協連・他と東京電力の意見交換の場にて）。

IAEAの安全性レビューに関する包括報告書（2023年7月4日公表）では、レビューの対象が、2021年4月に日本政府が決定した海洋放出方針を前提として、その人および環境に対する放射線影響に限って、国際安全基準に合致していると判断できるかどうかを検証したものと限定しており、社会的・政治的な懸念や正当化プロセスについては検討の対象から除外している。もちろん国際的・倫理的な問題もなお残る。

【補注 2】

福島県地域漁業復興協議会の場で、2021年から2023年に掛けてALPS処理水を放出する場合の風評対策や賠償対策などが政府・東電から度重ねて提示されたが、漁業者側や学識委員は、2015年の約束反故の問題は別としても、漁業の復興そのものが試験操業から本格操業に向かう極めて重要な時期であることを日々主張してほぼ平行線を辿った。すなわち、福島の沿岸漁業はようやく県内全漁港・全市場の再開を果たし、試験操業を終え、これからようやく悲願の増産の課題に取り組めるところまできた。そのために、各地区・各部会ごとに「がんばる漁業復興支援事業」によってそれぞれ5カ年の増産計画に順次取り組み始めたところであること、そして喫緊の課題は原発の港湾内の高止まりしている汚染を低減し原因解明と対策を講じることと、そこに魚類が生息して外洋に出ることを封じること、以上の安全対策を進めながら宮城・茨城の隣接海域との相互乗り入れ再開の交渉を行うこと、以上により増産が成れば仲卸業者の事業も回復するため、一致して協力して首都圏および西日本への一層の販売促進をしていくこと、それらを果たした末に賠償の枠組みから外れる本格操業が実現するという目標を立てており、これらの対策方針がどの程度有効であり続けるのかという点を除外して新たな風評対策や賠償対策が提案されても瞞り合わない。

【補注 3】

廃炉を着実に進行めるためにALPS処理水の海洋放出が先送りできないという説明は具体性を欠いており、海洋放出によって何のための何の制約が緩和され廃炉がどう促進されるのか詳らかでない。

地下水・汚染水対策の必要性については、前出の福島県地域漁業復興協議会の場で汚染水発生の速度、地下水流入の速度の低減の達成状況について漁業者や学識委員から繰り返し問うてきたことに加えて、福島県知事からは、2022年8月に海洋放出設備の事前了解願いへの回答を行う際に、双葉・大熊両町長同席の下、汚染水発生の低減を、ロードマップ記載の遅い計画よりさらに踏み込んだ計画を立てるべきであるとして、「廃炉・汚染水対策に関する取組について（1）新たに発生する汚染水の更なる低減ALPS処理水の放出量を抑制するため、汚染水発生量の更なる低減が重要であることから、中長期ロードマップに基づく目標達成はもとより、更なる低減に向けて、フェーシングや凍土遮水壁などの重層的対策と建屋内滞留水処理を着実に

進めるとともに、様々な知見や手法を活用し、原子炉建屋等への地下水や雨水等の抜本的な流入抑制対策に取り組むこと」と明確に要求しているが実現せず、具体的な対策がまだ出ておらず現在に至っている。

地下水・汚染水対策の緊急性に加えて、原発の港湾の汚染低減対策や、汚染水の漏えいを止める遮水壁の機能を維持する対策が地元からすれば喫緊である。これらを先送りにして進められているALPS処理水海洋放出のための希釀設備および海底トンネル計画は、地元側が望んだものでなく、希釀水の取水口のある港湾内や外洋の放出口という新たな懸念材料さえ生み出している。

【補注4】

福島県の廃炉安全監視協議会では、海洋放出の運用計画について、東電は「毎年、年度末には翌年度の放出計画という形で用意する」（2022年10月、同年度第3回協議会）とし、対象となるタンク群の特定と、各濃度や希釀率の明確化が必要となることを認め、そして放出量と放出する放射性物質の総量などを具体化して審議に付す必要があるとする質疑に応じている。ただし、汲み上げる建屋内の汚染水の濃度の不安定化も相まって具体的な計画の策定が困難になっている。2023年7月開催の同協議会でも同様の質疑応答があったが東電はまだ運用計画を出せないことを発言している。

原発の敷地境界上の放射線の総量の年間1ミリシーベルト規制は、2012年に導入され、2016年に入ってやっと達成された。この総量規制の中で、固体・気体の寄与分を除いて、排出する液体に割り当てる分が0.22ミリシーベルトとされ、その中でトリチウムの分が0.025とされ、それを濃度に置き換えると1リットル当たり1,500ベクレルが上限となる。この規制は政府・東電からは全く言及されず、質問があった時に答えるのみであり、この規制を守る考えがあるのか、またこの規制の遵守が、廃炉までの全期間見通せるという計画なのかが判然としない。なお、前出のIAEAレビューでは、東電の放出方針が以上の国内の規制や手続きの進め方に適合しているかについて全く言及がない。

【補注5】

2018年の公聴会での数々の意見表明がどう反映されたか明確にならないまま2020年2月に政府の小委員会の報告書が出され、その後の4月以降、政府によって「関係者の御意見を伺う場」が開催された。

その第1回に、福島県森林組合連合会の秋元会長、福島県漁連の野崎会長らが呼ばれ意見を陳述した。秋元会長は双葉郡の森林組合の組合長でもあり、被災地の森林の仕事の大半がまだ回復に至っていない現状や、浜通り地域の帰還が進まない現状から、大気へも海洋へも新たな放射性物質を放出することに反対であると述べた。それに対して復興副大臣から、大気中と海洋中どちらがより反対かとただす質問が出た。秋元会長は、大気中であれ海洋中であれ新たな放射性物質の放出に反対すると述べた。ついで、野崎会長は、地元に土着しながら海洋に育まれた魚介類を漁獲するという生業をする者として意図的な海洋放出に反対すると述べた。これに対しては質問も出なかった。

政府や東電が主催する説明会や意見聴取会では、同じ被災者であるにもかかわらず、海洋放出に反対せざるをえないか、やむをえず賛成せざるをえないかという点で、浜通り地域の人たちが分断される。この現状は、開かれた参加型の会議を県民・国民自身が創設して運営していくことによって変えていく必要がある。

また、科学を狭い範囲で捉えることから発している、海洋放出の結論に対する賛成以外の意見は非科学であり風評を助長・加害するという論も、県民・国民が主体となる会議では乗り越え、科学のあり方そのものを見直していく必要がある。

2023年8月22日

**抗議声明 A L P S 処理水海洋放出開始日の決定に抗議し
撤回を求める～漁業者との約束を守り、福島県民・国民合意
のない海洋放出は中止を！**

ふくしま復興共同センター

代表委員 野木茂雄（福島県労働組合総連合議長）
同 根本敬（福島県農民運動連合会会長）
同 北條徹（福島県民主医療機関連合会会長）
同 二宮三樹男（福島県商工団体連合会会長）
同 井上裕子（新日本婦人の会福島県本部会長）
同 町田和史（日本共産党福島県委員会委員長）
同 伊東達也（原発問題福島県民連絡会副代表）

岸田政権は、本日、関係閣僚会議を開催し、A L P S 処理水の海洋放出を、8月24日から開始することを決定した。私たちはこの決定に強く抗議するとともに、その撤回を求めるものである。

私たちは、A L P S 処理水の海洋放出について、第1に、国と東京電力が漁業者との約束=「関係者の理解なしに、いかなる処分も行わない」という約束を破ることは許されないこと、第2に福島県民・国民合意がないもとで、海洋放出が強行されれば、これまでの12年間の復興の努力が台無しになることなどから反対してきた。また、海洋放出ではない解決策=「広域遮水壁」などで汚染水の新たな発生を抑え、陸上保管を継続する方法があることも提案してきた。しかし、これらの点があいまいにされたまま、スケジュールありきで海洋放出日を決定したことは認めるわけにはいかない。

海洋放出をめぐる不安や懸念は、現時点でも何ら解決していない。逆に輸出品の価格が大幅に下落するなど深刻な影響が広がっている。また昨日開催された「復興と廃炉の両立とA L P S 処理水問題を考える福島円卓会議」では、海洋放出の「凍結」を求めるとともに、設備面での確認とは別に「具体的な運用計画」の提出と審議が行われていないという問題点を指摘しており、国と東京電力の真摯な対応が求められている。私たちは、漁業者との約束を守り、福島県民・国民合意のない海洋放出は中止することを強く求めるものである。

以上

「A L P S 処理水の海洋放出中止を求める 8・31 院内集会」の報告

ふくしま復興共同センター・事務局

8月31日に実施した「A L P S 処理水の海洋放出中止を求める 8・31 院内集会」は、福島県からの参加者 21人を含む 100人を超す参加で成功させることができました。その概要は次のとおりです。

1. 11:00～11:30 「首相官邸前抗議行動」

- ・参加者は 100人。
- ・主催者あいさつを、原発をなくす全国連絡会の岸本啓介事務局長とふくしま復興共同センターの野木茂雄代表委員が行った。
- ・国会議員＝岩渕友参議院議員、山添拓参議院議員、吉良よし子参議院議員（いずれも日本共産党）から、激励と連帯のあいさつをいただいた。
- ・浜通り復興共同センター（鈴木事務局長）、福島県農民連（佐々木事務局長）、新婦人県本部（村上事務局長）が決意を表明した。
- ・最後に、シュプレヒコールを行った。

2. 13:00～15:00 「院内集会」

- ・参加者は 90人。
- ・開会あいさつを、原発をなくす全国連絡会の原英彦さんが行った。
- ・経済産業省の担当者に、「中止を求める申し入れ」書と、「強行するな」緊急署名を手渡した。提出した署名は、用紙での 5,635 人分、オンライン署名は 65,982 人分（8月30日午後3時現在）で、合計 71,617 人分です。
- ・その後、野木代表委員が要請趣旨を説明し、経済産業省からの回答をうけ、若干の時間、経済産業省の認識をただすやりとりを行った。次に、たたかいの交流を行い、9人が発言した。
- ・閉会あいさつを、農民連（全国）の笠渡副会長が行った。
- ・集会に出席し、あいさつをいただいた国會議員のみなさん。
　<日本共産党> 笠井亮衆議院議員、岩渕友参議院議員、山添拓参議院議員
　<れいわ新選組> 柳沢万里衆議院議員・れいわ新選組共同代表
　<立憲民主党> 阿部とも子衆議院議員

以上

*官邸前抗議行動



*院内集会（申し入れ書と署名の提出）



2023年8月31日

内閣総理大臣 岸田文雄 様
経済産業大臣 西村康稔 様

ALPS処理水海洋放出の中止を求める申し入れ

ふくしま復興共同センター

代表委員 野木茂雄（福島県労働組合総連合議長）
同 根本敬（福島県農民運動連合会会長）
同 北條徹（福島県民主医療機関連合会会長）
同 二宮三樹男（福島県商工団体連合会会長）
同 井上裕子（新日本婦人の会福島県本部会長）
同 町田和史（日本共産党福島県委員会委員長）
同 伊東達也（原発問題福島県民連絡会副代表）

原発をなくす全国連絡会

事務局長 岸本啓介（全日本民主医療機関連合会事務局長）

岸田政権と東京電力は、8月24日、東京電力福島第一原発で発生したALPS処理水の海洋放出を開始した。漁業者の理解や福島県民・国民合意のないまま、スケジュールありきで強行したことに対し強く抗議し、海洋放出の中止を求めるものである。

海洋放出に対し、漁業者のみなさんは引き続き反対している。「関係者の理解なしに、いかなる処分も行わない」という漁業者との約束を当事者である国や東京電力自らが破ったことは絶対に許されない。

また、世論調査では国民の9割近くが「風評被害は起きる」と答えており、中国、香港は日本の海産物の輸入禁止措置を始めた。日本の海産物の主要な輸出国の対応はすでにさまざまな影響を及ぼしている。海洋放出は12年余の復興の努力を台無しにするものであり、福島県の復興を妨げるものである。

処理水対策で問われているのは、新たな汚染水の発生を抑えることであり、その対策がないうま、海洋放出を強行したことでも重大である。専門家が提案する「広域遮水壁」や「集水井・水抜きボーリング」というすでに確立された技術で汚染水の発生を抑え、大型タンクなどで陸上保管を継続することは可能である。海洋放出以外の処分方法について、国の責任で検討すべきである。

以上をふまえ、下記の内容を申し入れる。

記

1. 漁業者との約束を守り、福島県民・国民合意のないALPS処理水の海洋放出は、ただちに中止すること。
2. 「広域遮水壁」や「集水井・水抜きボーリング」というすでに確立された技術で汚染水の発生を抑え、大型タンクなどで陸上保管を継続するなど海洋放出以外の処分方法について、国の責任で早急に検討すること。

以上

2023年 月 日

内閣総理大臣 岸田文雄 様

漁業者との約束を守り、福島県民・国民合意のないA L P S処理水の海洋放出は強行しないことを求める緊急要請署名

要請趣旨

政府はA L P S処理水の海洋放出を強行しようとしています。しかし、「夏ごろ」とする海洋放出の開始時期が近づくにつれ、あらためて強い不安や反対の声が、福島県内でも全国でも広がっています。

いま考えなければならないことは、本当にこのまま強行してよいのかということです。全漁連、福島県漁連はじめ漁業者のみなさんは反対の立場を続けています。「福島県の漁業は壊滅する」「後継者がいなくなる」と強い不安を訴えています。「関係者の理解なしに、いかなる処分も行わない」という漁業者との約束を破ることは絶対に許されません。また世論調査では9割近くの国民が「風評被害は起きる」と答えています。全国知事会も「国内外の理解は十分でなく、新たな風評被害が生じる懸念がある」との認識を示しました。この状況で強行すれば、被災地での12年余の復興の努力が台無しになります。

政府が強調する国民的理解は得られておらず、このような状況のもとで、海洋放出は強行すべきではありません。専門家が提案する「広域遮水壁」や「集水井・水抜きボーリング」の技術で、汚染水の発生を抑え、陸上保管を継続しながら、海洋放出以外の処分方法について、国の責任で検討すべきです。

A L P S処理水の海洋放出にかかわり、以下の事項を求めます。

要請項目

- 国と東京電力は「関係者の理解なしにいかなる処分も行わない」という漁業者との約束を守ること。
- 福島県民、国民の合意のない海洋放出は強行しないこと。

氏 名	住 所
	都・道 府・県

※この署名用紙は、緊急行政令への要請以外の目的に個人情報が利用されることはありません。

8月末に提出予定です。

【よびかけ団体】

ふくしま復興共同センター (東日本大震災・原発事故被害の救援・復興めざす福島県共同センター) 〒960-8061 福島県福島市五月町2-5 一番丁ビル TEL 024(522)3097 FAX 024(522)3102	原発をなくす全国連絡会 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F 全日本医連気付 TEL 03(5842)6451 FAX 03(5842)6460
--	--

【取り扱い団体】

オンライン署名も
受け付けています
(change.org)



ALPS 処理水海洋放出反対(中止を求める運動)今後のポイント

民医連 渡辺 喜弘

海洋放出をめぐる直近の一連の動き(首相動静から抜粋)

8月20日(日) 岸田首相、福島第一原発視察

郡山経由で来県、福島第一原発で ALPS など視察。東電幹部から説明を受け、会長・社長と意見交換。いわき経由で帰京

8月21日(月) 全漁連・福島県漁連と面会

午前に山本有二元農林水産相と面会、林外相・渡辺復興相と昼食

16時00分～16時29分 全漁連坂本会長、福島県漁連鈴木専務らと面会
松野官房長官・西村経済産業相同席

8月22日(火) 関係閣僚会議

10時01分～10時29分 関係閣僚会議

西村経済産業相 福島県庁・福島県漁連へ

太田 同 副大臣 宮城県へ

18時32分～20時42分 都内ホテルのフランス料理店で会食

根本匠岸田派事務総長、森全国商工会連合会長、巒田福島県商工会連合会長

8月23日(水)

18時27分～20時52分 都内ホテルのフランス料理店で会食

森元首相、山本元農林水産相、笹川日本財団会長、日枝フジサンケイG代表

8月24日(木) 海洋放出実行

13時03分 海洋放出開始

8/21 全漁連坂本会長発言ポイント(福島民友より)

- ・漁業者、国民の理解を得られない処理水の海洋放出反対は、いささかも変わらない。
- ・一方でIAEAの包括報告書などを通じて科学的な安全性への理解は漁業者も深まってきた。
- ・科学的に安全だからといって風評被害はなくなるわけではなく、現に風評被害は起きている。漁業を続けていくためにフォローアップの体制づくりをお願いする。

8/21 福島県漁連鈴木専務発言ポイント(西村大臣会見内容より)

- ・「廃炉の完成とその時点で漁業のなりわいの継続が確認されて『理解』は完了し、約束は果たされたことになる」
 - ・「漁業者と国、東電は復興と廃炉という共通目標に同じ方向を向いており、約束は果たされていないが破られたとは考えない」
- 【坂本会長発言としては「破られていないが、果たされてもいい」】

岸田首相がフライングで「関係者の一定の理解がすすんでいる」発言の根拠は上記の赤字部分「理解完了の先送りで約束を骨抜き」「科学的安全性と社会的な安心(風評)から『発言の切り取り』」

汚染水の処理について

福島第一原発事故由来の汚染水

最新の東電資料では 69 核種存在

今まで 64 で公表(除去対象 62+トリチウム、C-14)

8/9 配布の資料で 5 核種追加(新たに選定した核種) ⇒選定とは他にもあるのか

鉄 55、セレン 79、ウラン 234、ウラン 238、ネプツニウム 237

測定・評価対象 29 核種 ⇒告示濃度限度比総和として評価、1 未満を確認

測定・評価対象外 39 核種 ⇒自主的に測定し、検出限界値未満であることを確認

トリチウム ⇒毎回測定

C-14 はトリチウム同様、分離できないと言っていたが、ALPS 処理で減少を確認

⇒ 炭素なので、他の核種にくつついで分離されているのではないか(私見)

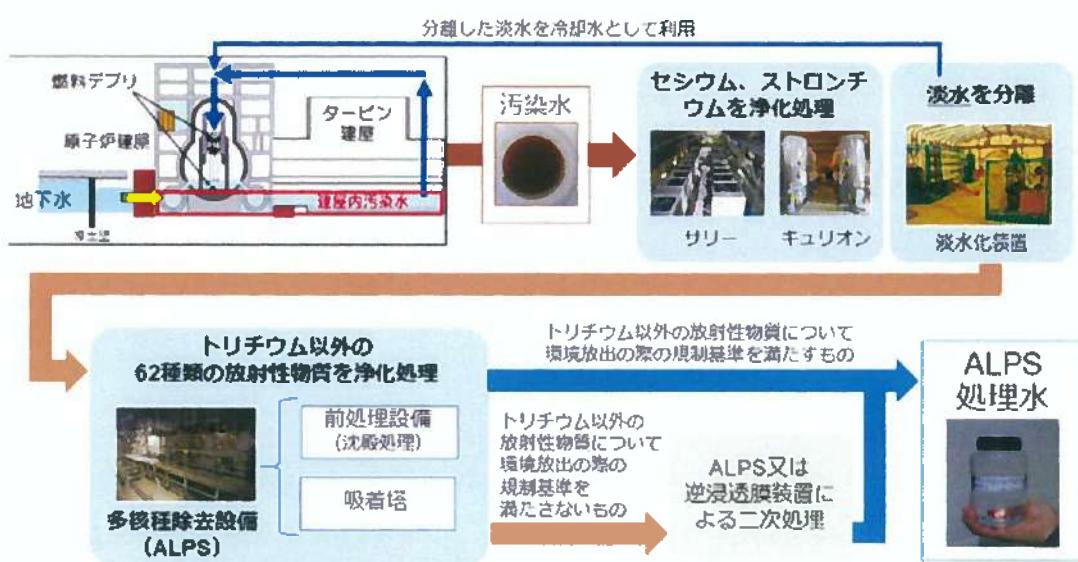
稼働原発の排水

一般的にはトリチウム+5 核種といわれています。

検出限界値のとらえ方

核種おのの検出限界といつても、多種束ねた場合どう見るか

科学的見地 社会的安心 ⇒ 放射線被ばくの「閾値」のとらえ方



「トリチウム論争への引き込み」 ⇒事故由来の核種存在にフタ

「中国からの苦情電話」 ⇒争点をそらす結果に

ALPS 处理汚染水の海洋放出を差し止めるための訴訟を提起します

2023年8月25日

ALPS 处理汚染水差止弁護団

共同代表:弁護士広田次男、弁護士河合弘之、弁護士海渡雄一

- 1 ついに漁業関係者が、ALPS 处理汚染水を放出させないために、立ち上りました。
福島とその周辺の住民で、彼らの貴重な決断を支え、これを応援する動きを作りたいと思います。
原告になってくださる方（裁判費用1万3500円をご負担いただきます。）を募集します。さらに、詳細は決まっていませんが、支援する会もこれから作る予定です。
- 2 第一次提訴は、9月8日（金）13時に福島地方裁判所へ提訴する予定です。
当日は提訴行動を行いますので、福島地方裁判所前に集合したあと、13時に提訴予定です。原告になつていらない方も、原告の皆さんに連帯するために、ぜひご参加ください。なお、第二次提訴は、10月末までに準備する予定です。
- 3 私たちが海洋放出に反対する理由は、主に次の点です。
 - ・この汚染水は東京電力による福島原発事故とその後の東電と国による地下水の建屋への流入を止めなかつた無策によってこれだけ増えてしまいました。これは、東電と国の責任で、汚染物質の発生者が最後まで管理すべきです。
 - ・過去に放射性廃棄物を故意に海に放出した例はありません。仮に、薄めても放射性物質の総量は変わりません。処理水にはトリチウムだけでなく、セシウム 134, 137、ストロンチウム 90、ヨウ素 129、炭素14等が含まれています。その健康への影響はどこでも評価されておらず、安全性は確認されていないのです。
 - ・敷地内や敷地の近くに、7, 8号機の建設予定地などタンクをたてる場所はたくさんあります。そして、海洋放出以外にも、大型タンクを増設するとか、汚染水をモルタル固化するなどの有効な代替案が提案されていますが、きちんと検討されていません。
 - ・デブリの取り出しが、30年以上も先のことです。福島復興のための海洋放出という説明はまやかしです。いまぐにタンクの撤去を行う必要などないのです。
 - ・放射性廃棄物の海洋への投棄は、ロンドン条約96年議定書によって全面的に禁止されています。海洋放出はこの議定書に違反する可能性があります
- 4 今回の提訴は、福島原発事故の直接的な被害を受けた方を原告とする方針です。福島、茨城、宮城、岩手、千葉、東京にお住いの方、原発事故により福島から避難中の方は原告となることができます。原告希望の方は、8月31日までに下記までメールで、ご連絡ください

■住所（郵便番号を含む）と電話番号とパソコンのメールアドレスをお知らせください。
委任状等の必要資料を至急郵送します。

なお、8月31日までにご連絡が間に合わなかった方、9月5日までに委任状等の到着が間に合わなかった方は、第二次提訴（10月末日予定）に回っていただきます。ご了承ください。

記

ALPS 处理汚染水差止訴訟原告団事務局 〒970-8045 福島県いわき市郷ヶ丘4丁目13-5
電話番号:090-7797-4673 FAX:0246-68-6930 担当 丹治 杉江

メールアドレス : ran1953@sea.plala.or.jp

2023年8月24日

福島県知事

内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団

団長 神山 悅子

副団長 宮川えみ子

幹事長 宮本しづえ

政調会長 吉田 英策

副幹事長 大橋 沙織

2023年9月定例県議会に関する申し入れ

はじめに

岸田政権は8月22日、関係閣僚会議を開催し、福島第一原発汚染水・ALPS処理水の海洋放出を24日に開始することを決定しました。政府と東京電力が2015年に県漁連と交わした「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」との約束も無視し、スケジュールありきで強行することは断じて許されません。放出開始決定に強く抗議するとともに、撤回を求めるものです。20日に第一原発を視察した岸田首相は、翌21日全漁連の坂本会長と会談、坂本会長は「漁業者、国民の理解を得られない処理水の海洋放出に反対であることはいささかも変わらない」「科学的な安全と社会的な安心は異なるもの」と述べました。福島県の学者、研究者の呼びかけで結成された「原発事故からの復興とALPS処理水問題を考える福島円卓会議」は21日、3回目の会合を開き、今夏の海洋放出の凍結などを内容とする「緊急アピール」を発表しました。海洋放出開始は、原発事故からの復興へ一歩一歩着実に歩みを進めてきた県民の懸命の努力を無にすることに他なりません。内堀知事の姿勢が問われており、直ちに海洋放出中止を求めるべきです。

今年は災害級の猛暑が続き、熱中症で亡くなる人も相次いでいます。国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「第6次統合報告書」は、世界の平均気温は産業革命前からすでに1.1度上昇していると指摘、温室効果ガスの排出量を35年までに19年比60%削減することの重要性を説いています。国連のグテレス事務総長は、「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と述べ、各国に具体的行動を呼びかけました。日本政府は、世界水準と比べ低すぎる削減目標を大幅に引き上げ、石炭火力の廃止、省エネルギーの本格推進・再生可能エネルギーの普及拡大に転換すべきです。

物価高騰が暮らしを直撃し、特に生活困窮世帯が悲鳴を上げています。認定NPO法人「キッズドア」の緊急アンケート（6/26発表）では、1人当たりの食費が月1万円以下（1食当たり110円以下）の家庭が4割と子どもが満足に食事をとれておらず、また電気代高騰で、猛暑の中でもエアコンを使用しない家庭は6割超との結果で、命に直結する事態です。日本の子

どもの貧困率は13.5%、7人に1人が貧困状態とされる中、岸田政権は深刻な事態を直視し、現金給付をはじめ緊急対策をとるべきです。

今月19日、日米韓首脳会談が開かれ、インド太平洋さらには地球規模での3カ国の軍事協力を「前例のないレベル」に引き上げることを打ち出しました。国際秩序を脅かす中国の無法な行動は許されませんが、一方で、米国とその同盟国が中国に対する軍事包囲網を強めることは地域と世界の緊張を高めます。看過できないのは、共同声明が米国による核兵器を含む「拡大抑止」を強調し、核兵器の使用を前提にしていることです。今必要なのは、軍事対軍事、核対核の危険な悪循環をつくりだす米国中心の軍事的枠組みづくりではなく、あらゆる紛争を話し合いで解決し、平和的に共存する道を追求する外交努力に徹することです。

8月15日、78回目の終戦記念日を迎えました。核使用の危険をはらむ緊迫した情勢の中、広島・長崎の平和宣言で、広島県知事、広島市長、長崎市長がそれぞれ「核抑止力」論からの脱却を訴えたことは非常に重いものがあります。原水爆禁止2023年世界大会でも、核兵器の脅威を根絶するには、廃絶以外にないこと、とりわけ「核抑止力」論との決別を訴える声がこれまで以上に高まりました。政府は唯一の被爆国として「核抑止力」と決別し、核兵器禁止条約に参加すべきです。

新型コロナウイルス感染症の法律上の分類が5月8日から「5類」に移行され3か月半が経過、県民の感染に対する警戒感が薄れ、対策も不十分となる中で、県内医療機関の定点観測値（新規感染者数）は、直近1週間で平均14.01人と増加傾向にあります。軽症または無症状で受診しないことを考慮すれば、実数はさらに多いと推測されます。ウイルスの特性は変わらないだけに、医療支援の大幅削減や患者の負担増はすべきでなく、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患がある人のいのちを守るためにも、感染拡大防止の緊急対策が求められます。

岸田政権の強権政治に対し県民の立場で対峙し、いのちと暮らしを守るためにあらゆる方策をとるよう求めるものです。9月定例会に先立ち、以上の観点から、具体的施策を実施するよう要望します。

一、岸田政権の強権政治から、県民の命と暮らし・平和を守る県政の役割發揮を

- 1、2015年に県漁連が国・東京電力と交わした「関係者の理解なしに、いかなる処分も行わない」との約束を反故にし、岸田政権は24日にALPS処理水を海洋放出すると決定したことは許されない。知事は、国に海洋放出決定に抗議し、撤回を求める。
- 2、原油・物価高騰は、今後も値上げが続くとされているが、すでに県民生活と県内事業者の生業を直撃している。国に対し、国民生活と中小零細事業者へ直接支援策を行うとともに、値上げ抑制対策を10月以降も継続するよう求める。
- 3、現行の健康保険証を廃止しマイナンバーカードに一本化するマイナ保険証をめぐるトラブル続発を受け、政府の個人情報保護委員会が、マイナンバーカードを管轄するデジタル庁に立入調査に入る異例の事態となっている。マイナンバー制度を根本から再検討し、廃止を含めた白紙からの見直しを求める。また、今後も他の事業とマイナカードとの紐づけは中

止するよう国に求めること。

また、マイナ保険証のトラブルは国民・県民の命に直結する問題である。国保広域化で保険者となった県は、市町村と協力し現行保険証を残すこと。

- 4、今年10月からのインボイス導入は中止し、消費税の大幅減税を国に求めること。
- 5、10月から福島県の最低賃金は時給900円となるが、この程度では異常な物価高騰に追いつかない。最低賃金審議会に対し、年度途中でも全国一律時給1,500円以上への引き上げを引き続き求めること。
- 6、岸田政権による軍事大國化を許さず、憲法9条を生かした外交をすすめ、日米韓の排他的、ブロック的対応ではなく、地域のすべての国を包摂する安全保障の枠組みを推進し、東アジアの平和構築を図るよう政府に求めること。
- 7、すでに92カ国が署名、68カ国が批准している国連の核兵器禁止条約に、唯一の戦争被爆国の日本政府として直ちに署名・批准するよう、強く要請すること。
- 8、核廃棄物の最終処分方法さえ曖昧にしたまま、福島の原発事故の反省も教訓も投げ捨て「原発回帰」へ大転換する岸田政権に対し、原発事故被災県の知事として中止を求めること。
- 9、政府税調は、新たに検討すべき課税対象について、これまで非課税としてきた退職金や通勤手当、失業給付、生活保護給付、遺族年金、給付型奨学金など、サラリーマンはじめ国民生活のあらゆる分野への課税を列記しているが、国民の生きる権利や学ぶ権利を侵害するものである。税制の見直しに当たっては、生活費非課税、応能負担に基づく累進税制を原則とするよう国に求めること。
- 10、県民1人当たりの財政規模が全国3位の本県の財政力を生かし、医療・福祉、教育、ジェンダー平等度が全国最下位クラスの県政を、福祉型県政へ転換すること。
- 11、地球温暖化による異常気象で、県内でも「酷暑」が続いているが、県民の命が危険にさらされている。また、線状降水帯や台風・豪雨災害・干ばつへの万全な備えも求められている。異常気象から県民の命と財産を守るために、あらゆる対策をとること。
- 12、旧統一協会と自民党との癒着は重大である。日本の政治をゆがめ、多くの被害者を出している反社会的集団、旧統一協会の解散を国に強く求めること。
- 13、今春の県立医科大学の理事長選考を巡る不透明な選定方法、今回の県立会津大学学長の不正行為の発覚など、県立大学をめぐる問題が連続発生している。設置者である県は、両県立大学に対し、「ガバナンス行動」の策定・公表を求め、大学の透明性確保と県民の信頼回復を図ること。

二、物価高騰から県民のいのち・暮らし・営業を守る対策を

- 1、物価高騰が県民生活に重大な影響を及ぼしている下で、国は影響緩和のための補助金を削減しようとしている。電気料金の再引き上げを認めないとともに、電力会社の黒字分は電気料金引き下げで消費者に還元されること。10月からの小麦の政府売り渡し価格の引き上げは行わないこと、ガソリン代の高騰抑制策を継続すること等、国民生活を守るあらゆる対策

を講じるよう国に求めること。

2、電気代滞納世帯に対し、電気の供給を止めることができないよう東北電力等の電気事業者に要請すること。

3、国の物価高騰対策の地方創生臨時交付金も活用し、県民に電気代負担軽減のための給付金を支給すること。

特に、高齢者や低所得世帯は、電気代負担に耐えられず冷房を我慢し体調不良を招く事例も起きている。国、県合わせて3.6万円の給付金だけでなく、県として更なる電気代の補助を行うこと。

4、熱中症から身を守るため、県の公共施設を開放し電気代の心配なく過ごせるスペースを確保するとともに、市町村にも要請すること。さらに民間の大手スーパー等の一角にクーリングシェルターの確保を要請すること。

5、中小事業者の電気料金負担軽減のため、条件を付けずに直接補助を行うこと。また、農業関連施設の電気代補助についても穀類乾燥設備等に限定せず、幅広く対象にすること。

6、電気料金高騰対策として県民の要望が高かった省エネ家電買い替え時の割り増しクーポン券事業を再開すること。

7、コロナ特例で実施した生活福祉資金の緊急小口貸し付けを、物価高騰対策の一環に位置付け再開すること。緊急小口資金又は総合福祉資金の貸し付けを受け、償還開始時期に入っている世帯について、住民税非課税の場合は償還免除となる事や住民税非課税でなくても特別の事情がある世帯には特例措置が適用されることを周知すること。

8、異常気象による猛暑の中、社会福祉施設の冷房設備の電気代を補助すること。

9、原発維持のため、稼働していない原発に支払う基本料金を電気料金引き上げの原価に含めることは、国民の納得は得られない。料金の原価から控除するよう国、電気事業者に求めること。

三、汚染水・ALPS処理水の海洋放出強行に抗議し、原発ゼロと県民本位の復興を

(1) 漁業者との約束を反故にした海洋放出は許されない、海洋放出決定の撤回を

1、全国世論調査では、引き続き風評被害に懸念88%、政府説明不十分81%などの結果が示されている。ALPS処理水の海洋放出の決定は、漁業者、国民との約束を反故にするものであり、関係者を愚弄するもので、撤回を国に求めるこ。

2、ALPS処理水については、専門家の提案を真摯に受け止め、抜本的な地下水抑制対策を国と東京電力に求めること。

3、県は、東京電力の海洋放出実施計画について、専門家も参加する県廃炉安全監視協議会および技術検討会を開き、出された意見を国・東京電力に伝え実施計画に反映させること。

4、「原子力緊急事態宣言」が未だ解除されていないにも関わらず、岸田政権は原発回帰政策を進めている。GX法は原発への依存が明らかであり、本県の復興計画とも相反するもので

ある。60年を超える運転期間の延長や新增設など原発回帰政策の撤回を求め、福島県からこそ「原発ゼロ」を発信すること。

(2) 復興と賠償について

- 1、本県の復興は、避難者を置き去りにし、惨事便乗型でイノベ関連の呼び込み型・大型事業が中心となっていることから、環境の回復や被災した住民に寄り添った生活インフラの整備、生業の再建を中心とした復興に切り替えること。
- 2、福島復興特措法に位置付けられた国際研究教育機構については、地元の要望を踏まえ、被災地の復興に資するものとすること。
- 3、東京電力に対し、第5次追補に基づく148万人の追加賠償に見合う体制の抜本的強化を求め、申請簡素化と迅速な支給につなげること。引き続き会津地域も含めた全県民への賠償を国に求めるとともに、県が給付金支給など以前と同様の対応を検討すること。
- 4、いわき市民訴訟の判決確定に基づく賠償金の支払いが原告に行われているが、いわき市民全員に適用するよう東京電力に求めるとともに国の賠償指針の見直しを求めるこ。
- 5、農林漁業の賠償については、被害者の申請に基づき速やかに賠償するよう東京電力に求めること。

(3) 被災者・避難者支援について

- 1、政府は、帰還を希望する避難者については元の住宅や周辺を特定帰還居住区域と認定し除染することとしているが、生活圏の範囲を幅広くとらえ、帰還意思の有無にかかわらず除染を実施すること。また、帰還を希望しない人について被害調査を行い、被災者生活再建支援法の対象となるよう国に求めること。
- 2、避難指示解除後の地域の居住率は平均3割台にとどまり、いまなお多くの住民が避難を継続している。賠償打ち切りによって生活も困窮していることから、避難者の実態に即した支援を継続すること。
- 3、避難地域を対象にした医療・介護の保険料や一部負担金の減免措置について、打ち切り方針を撤回し、継続するよう国に求めること。
- 4、避難地域で住民が安心して住める環境を取り戻すため、事業者等への経営支援を行い、インフラ整備を促進すること。
- 5、国家公務員宿舎の2倍家賃請求や退去強要は行わず、この間の裁判や民事調停を取り下げること。
- 6、東日本大震災・原発事故以降、度重なる自然災害で心に傷を負いPTSDを抱える被災者について、医療・教育の個別支援を強化すること。

四、新型コロナウイルス感染症再拡大への対応について

- 1、新型コロナ感染症が感染症分類5類に移行されたことにより、全数把握が行われなくなり日々の感染状況が見えなくなっている。5類移行直後との比較で確実に増加している感染状況が多くの県民に理解されるよう、積極的な情報発信で注意を喚起すること。併せて、国に基準を示すよう求めること。
- 2、症状が出ても検査で確認する人は少なく、実際の感染者数ははるかに多いと推測される。国に無料検査の再開に向けた財源保障を求めるとともに、当面は県独自の無料検査事業を再開させること。
- 3、感染者の重症化を防止するためのコロナ治療薬は、10月以降も公費負担を継続するよう国に求めること。また、コロナ治療薬以外のコロナ関連の国の公費負担も継続を求めるこ
- 4、新たな変異株による感染拡大が報告されている。県による変異株検出のためのゲノム検査の頻度を高め、早期に確認して必要な対策に活かすこと。
- 5、コロナ感染症が風邪と異なる最大の問題点は後遺症が4人に1人程度で発症する点にあることから、県内感染者への後遺症調査と対策を継続して取り組むこと。
- 6、飲食店、教育機関、福祉施設等での感染防止のためのかかりまし経費を補助すること。
- 7、RSウイルス、インフルエンザウイルスなど、多様な感染症が広がっているため、感染拡大によるいのちと健康への影響は依然厳しい状況が継続する。県民に対して感染状況を的確に情報発信し、注意喚起すること。

五、気候危機打開、再エネ・省エネの推進、災害に強い県土づくりに本気の取り組みを

(1) 気候危機対応について

- 1、地球温暖化は、「沸騰化の時代が到来した」とされるほど深刻な状況になっている。政府に対して石炭火力発電所を2030年までに廃止することを求めるとともに、県内の石炭火力発電所の中止を事業者に求めること。
- 2、石炭火力発電の延命のための水素・アンモニアの利用は中止し、化石燃料や系統電力からの水素製造をやめるよう国、事業者に求めること。水素・アンモニア輸入を主な目的とする小名浜港カーボンニュートラルポートの設備投資は行わないこと。
- 3、石炭火発や原発に頼らず、再生可能エネルギーを基本にしたエネルギー基本計画へ見直すよう国に求めること。
- 4、再生可能エネルギーの推進にあたっては、環境共生、住民参加による地域主導を中心に据え、乱開発、環境悪化、土砂災害等を防止するための条例を創設すること。また、林地開発許可要件の抜本的見直し、許可後も事業者を指導・監督できるようにすること。
- 5、住宅用太陽光発電設備と蓄電池への補助を増額すること。
- 6、県有施設での省エネの取り組みを促進するとともに、省エネ住宅建設、改修への補助の増額、省エネ家電への買い替えへの補助を再開すること。
- 7、神奈川県は全県立高校への再エネ100%を目指す計画を策定し取り組みを開始した。本県

においても、全ての県立施設への再エネ導入のため、計画を策定し推進すること。

8、県は、環境や資源、労働者の人権などに配慮し、より良い社会を目指す消費行動である「エシカル消費」の普及を推進すること。

（2）災害対策について

- 1、大規模化、激甚化する災害が多発するもとで、被災者一人ひとりに寄り添い、生活再建のため戸別訪問を行い具体的支援をおこなう災害ケースマネジメントを含む県の災害基本条例を制定し、市町村と連携し進めること。
- 2、避難所については、性的マイノリティーへの対応や女性・高齢者への支援、トイレ、キッチン、ベッドについて 48 時間以内に整える「T K B 48」を目標に据えるよう市町村を支援すること。避難所となる体育館にはエアコンを設置すること。避難所運営に女性の視点を取り入れること。
- 3、災害時に福祉避難所の設置と積極活用のため市町村支援を行うこと。定期的に福祉施設での避難訓練を行うこと。
- 4、被災者の住宅再建を支援するため、被災者生活再建支援金を上限額 300 万円から 500 万円に引き上げるよう国に求めること。支援法の対象外の県独自の支援制度についても、要件を緩和し全ての被災者を救済すること。
- 5、災害救助法の適用については、被災戸数にかかわらず、生命・身体に危険が生じているかなどを鑑み柔軟に適用できるよう国に求めるとともに、災害救助法適用外の災害についても全ての被災者を救済すること。
- 6、河川維持管理費を増額し、浚渫等の維持管理を日常的に行うこと。
- 7、遊水池の設置など、流域治水対策は住民が参加する仕組みをつくり推進すること。
- 8、河道掘削等で発生する建設廃棄物の捨て場の確保、運搬等における住民生活や環境へ十分配慮すること。

六、商工業・観光・農林水産業の振興、食料危機対策について

（1）商工業、観光業を守ることについて

- 1、コロナの影響に加え、電気代等物価高騰による経費の増大に苦しむ中小企業・小規模事業者・観光業者への直接支援を行い、地域経済を守ること。
- 2、2023 年版中小企業白書は、中小企業を支援の対象ではなく淘汰する方向への転換を示唆するものとなっており、地域経済を守る政治の役割を放棄することは断じて認められない。地域経済の主役、中小零細事業者の経営支援を商工行政の柱に位置付けること。
- 3、想定外の物価高騰の中で、コロナ特例のゼロゼロ融資の返済がピークを迎える。物価高による上期倒産が昨年同期の 4.4 倍となり、下期は返済本格化で更に増加の可能性が指摘されている。ゼロゼロ融資の返済困難な事業者に対して、ゼロゼロ融資を別枠扱いとして新たな借り入れを認め事業継続を支援すること。返還免除等の支援策を行うなど、柔軟な対応を国

及び関係機関に求めること。

- 4、納税困難な事業者について、各種税の徴収猶予にとどめず、特例減免の実施などの支援策を講じて廃業・休業を防ぐこと。
- 5、消費税の5%減税と、売上1,000万円以下の非課税事業者への新たな課税となるインボイス制度の導入中止を求める事。
- 6、省エネ住宅改修補助は希望者がすべて受けられるよう予算を増額し、地元業者の仕事起こしに繋げること。

（2）農林水産業の振興、食料危機対策について

- 1、コロナの影響やウクライナ侵略、異常気象による生産の不安定化や新興国での需要の爆発的増大等、食料危機が心配される下で、国の「農業・食料・農村基本法」の見直しに当たっては、カロリーベース38%に落ち込んだ食料自給率の大幅引き上げを基本に据えるとともに、日本農業を担う9割を占める家族経営農家を守ることを明確にすること。
- 2、県も食料自給率向上の目標を持って取り組むこと。また、77万トンのミニマムアクセス米の輸入中止を国に求める事。
- 3、農産物の所得補償・価格保証、水田活用交付金削減の見直し、戸別所得補償制度の復活、米価下落・物価高騰に対する直接支援を国に求め、県も農家への直接支援を行うこと。
- 4、輸入に頼る肥料・飼料の価格は、国際価格の高騰で重大な影響が続いている。価格高騰に見合いうよう補助基準を引き上げること。
- 5、本県の畜産農家は、原発事故後輸入飼料が多くを占めていることから、飼料の自給率を高めるための支援を強化し、畜産農家の経営が成り立つようにすること。
- 6、畜産で牛のゲップから排出されるメタンガスの温室効果は、CO₂の25倍とも言われ削減が課題となる中、柿の皮やナツツ類の皮の使用等削減効果が確認されている。あんぽ柿の産地として、これらの研究成果の実用化に向け、研究と実用化を支援すること。
- 7、新規就農者支援センターの活用で、有機農業を希望する女性・若者の移住促進をはかり、学校給食での利用を推進すること。
- 8、HACCPの2024年本格施行を前に、自宅で漬物加工に取り組んできた農家は、許可要件の高いハードルに、設備改修しないと要件を満たせないと不安が広がっている。許可要件緩和を国に求めるとともに、6次化、HACCPを推進する県として、取り組む農家の支援を強化すること。
- 9、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）の導入促進に向け支援を強化すること。
- 10、県産材の活用強化とともに、林業アカデミーの卒業者も含めて林業後継者を直接・長期的に支援し、山の維持管理の継続を図ること。
- 11、漁業の放射能の検査体制や流通・販路拡大支援強化など、内水面漁業者を含め支援強化すること。

七、福祉型県政への転換で医療、介護の充実を

(1) 子どもの健やかな成長と子育て支援について

- 1、国保税の子どもの均等割は県として全額免除にすること。
- 2、民間シンクタンクが発表した6月の赤ちゃん物価指数は9.3%と、一般の消費者物価指数3.3%を大幅に上回る数値となっている。子育て世帯の経済的支援を強化するため、県内でも進む保育料軽減について、3歳未満児を含む全ての児童の保育料ゼロを県の制度として創設すること。
- 3、子どもの事故防止のためにも、70年来見直されていない保育士配置基準の早期見直しを国に求めるとともに、事業者が独自に行っている加配に対して県が財政支援を行うこと。
- 4、保育士、学童クラブ支援員の待遇改善加算の適用が適切に行われるようすること。県に専任の担当課を設置すること。
- 5、放課後児童クラブの保育の質を高めるためにも、支援員は全日勤務に値する仕事として位置付け、運営費の補助基準を抜本的に引き上げるよう国に求めること。
- 6、児童発達支援センターの機能を福祉型と医療型を一体化する法改正が行われ、本県での取り組みが求められている。一体化に当たっては、事務職員増に加えて正規の専門職員を配置し、県内どこでも身近なところで支援が受けられるよう体制整備すること。
- 7、発達障害の理解と関心が高まる中で、可能性がある児童生徒の割合が8.8%と報告されている。県総合療育センターの発達障害の検査を行う公認心理士が不足のため、検査が1年半待ちとなっている。解消のための増員を図るとともに、設備拡充、人員体制の強化を図ること。
- 8、発達障害の診断がついていない児童の支援について、保護者の希望に対応できるよう診療体制を強化すること。
- 9、発達障害のボーダーラインの児童を受け入れている保育所、認定こども園に対して、診断を受けた児童に匹敵する財政支援を保障するとともに、障がい児受け入れの補助基準額を大幅に引き上げること。

(2) 高齢者が安心して暮らせるために

- 1、年金削減の一方で異常な物価高騰が高齢者の生活を脅かしている。次期介護保険事業支援計画の策定に当たっては、国の負担割合を引き上げ介護保険料の基準額引き上げを行わないよう国に求めるとともに、この立場で市町村を支援すること。
- 2、介護保険の利用料原則1割の負担割合は引き上げないよう国に求めること。
- 3、年金だけでも入れる多床型の介護保険入所施設を増設すること。
- 4、高齢者が安心して住み続けられる地域づくりのため、市町村と共同で移動手段の確保のための多様な公共交通支援を拡充すること。福島市等が実施する無料のシルバーパスを県の制度とすること。併せて、タクシーディスカウント制度を創設すること。
- 5、高齢性難聴者の補聴器購入補助制度を創設すること。

6、後期高齢者医療保険の保険料を昨年の引き上げ前に戻すよう国に求めること。

(3) 障がい者福祉の増進

- 1、高齢障がい者の支援は、障がい者総合支援法に基づく支援を優先すること。
- 2、聴覚障がい者情報支援センターについては、多様化する情報サービスに対応するため、現在3人の職員体制を全国並みの6人に拡充できるよう県の委託費を大幅に引き上げること。

(4) 医療、保健衛生行政の充実を

- 1、本県の人口当たりの医師数は依然として全国平均を下回り、その差は拡大していることを重く捉え、医師確保対策に更に力を入れて取り組むこと。
- 2、深刻な産科医不足解消のため、確保に向け県として特別の対策を講じ、県内どこでも安心して出産できる体制を整備すること。
- 3、新型コロナ感染症の経験を踏まえ、急性期病床の必要病床数確保のため、削減を基本とした県の地域医療構想、地域医療計画を見直すこと。
- 4、今後発生が予測される新たな感染症にも対応できるよう、保健所、衛生研究所の体制を抜本的に強化すること。
- 5、2024年10月から、国は診療報酬のオンライン請求を義務化したことに、医療機関からは批判が出ていることを踏まえ、それぞれの医療機関がやりやすい方法を選択できるよう国に見直しを求める。
- 6、コロナ禍で低下したがん検診等の各種健診受診率向上のため、市町村間で格差が大きい自己負担軽減に向け、県として補助制度を創設すること。
- 7、母性保護の観点から、生理休暇の取得しやすい環境整備に取り組むとともに、学校での児童生徒の生理休暇も認めるよう条件整備を進めること。

八、教育の充実と教育費の保護者負担軽減を

- 1、義務教育は無償とする憲法第26条に基づき、学校給食費の無料化を県の制度として実施すること。すでに、県内86%の市町村が全額無料や一部補助を実施している。
- 2、高校生のタブレット端末を公費負担とすること。また、県立高校のエアコン電気代は全て県負担とすること。
- 3、今年のような酷暑は今後も続くことが予想される。学校体育館にエアコンを設置すること。教室においても断熱材を入れて望ましい学習環境をつくる取り組みが始まっている、本県も実施すること。
- 4、小中高校の学校トイレの洋式化を促進すること。トイレに生理用品を配備すること。
- 5、老朽化による学校のバスケットボードの落下事故を防止するため、総点検を行い、改修費用の予算を計上すること。他の学校設備についても総点検し、必要な予算を確保して学校の安全を担保すること。

- 6、本県の教員不足は、昨年度以上に深刻であり、多忙化も解消されていない。教職員を増やすため、標準法の見直しと義務教育費国庫負担を1/2に復元するよう国に求めること。県も独自に正規教員を増員すること。
- 7、少人数学級を推進するため、小中高全学年で早期に実施するよう国に求めるとともに、県独自に高校の30人学級を実施すること。
- 8、スクールサポートスタッフの待遇改善を行い、各校にもれなく配置すること。
- 9、特別支援学校の教員配置基準8対1を見直し、1人ひとりの児童にゆきとどいた教育を保障すること。特別支援学校の教室不足解消に向けた計画を策定し実施すること。
- 10、県立高等学校改革後期実施計画について、高校統廃合は地域の衰退と生徒や保護者の負担増を招くことになることから、合意のない統廃合は行わず、関係住民の声を真摯に受け止め必要な見直しを行うこと。
- 11、生成AⅠについては、文科省は使用のガイドラインを策定しているが、教育現場での活用は原則行わないこと。

九、学生や若者が希望をもって生きられる社会の実現のために

(1) 学生等への支援

- 1、高校生等がいる低所得世帯への給付型奨学金の要件緩和で対象世帯を拡充するよう国に求めるとともに、県独自の制度を創設すること。
- 2、大学生等への給付型奨学金を創設すること。
- 3、本県は人口流出ワースト3位で、就職や進学時の県外転出が最大の要因となっている。活用が進まない県の奨学金返還補助については、呼び込み型の企業人材の確保を目的としたものにとどめず、県民支援の観点に立ち、県内出身の大学生等が県内に戻って就職しようとされる大きな動機付けとなるよう、制度の建付けを見直し、活用しやすい制度へと要件緩和・予算拡充等を行うこと。
- 4、県立大学の学費半減と入学金免除を行うこと。国公立、私立については国に求めること。
- 5、県教委が全県立高校に初めて行った調査で、校則について「見直しが必要」との回答が約7割を占めた。見直しを前向きに進めるとともに、生徒の声を十分に生かし、人権尊重を基本にした校則となるよう各学校を支援すること。

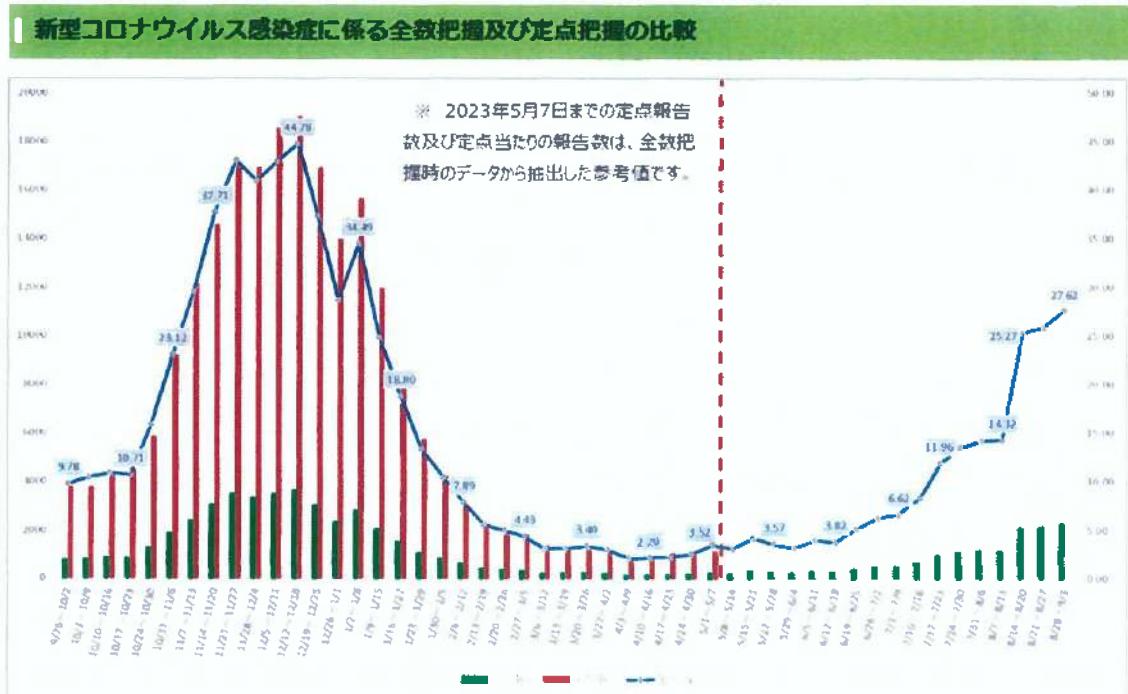
(2) 若者支援

- 1、単身の若者が公営住宅に入居できるよう要件を緩和すること。市町村支援も合わせて行うこと。
- 2、住宅セーフティネット制度の活用等で若者への家賃補助を行うこと。
- 3、移住者への住宅リフォーム助成制度は県内の住民も対象とすること。
- 4、青年労働者の半数が非正規不安定雇用である現状から、中小企業への直接支援で正規雇用を増やすこと。

十、全国からも遅れている本県のジェンダー平等の推進を

- 1、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を県として条例化し、市町村でも進むよう支援すること。
- 2、同性婚を認めないことについては裁判でも違憲判決が下されている。同性婚を認める民法改正を国に求めること。また、L G B T Q (性的少数者) の人権を保障するための法整備を国に求めること。
- 3、選択的夫婦別姓制度の早期実現を、国に求めること。
- 4、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう、国に求めること。
- 5、リプロダクティブ・ヘルス&ライツを推進し、産むか産まないかを含めて女性の自己決定権を尊重すること。経口中絶薬入手しやすい条件を整備し、女性の心身を傷つける搔爬法を行わなくとも済むよう国に求めること。ようやく経口中絶薬が承認されたものの10万円、緊急避妊薬も1～2万円と高額であり、医師の診断が必要とされていることから、医師の処方箋がなくても薬局で入手できるよう国に改善を求める。また、性暴力等被害者相談センター等への運営費補助を拡充すること。
- 6、生理用品を学校のトイレに無償配備すること。公共施設等のトイレにも無償配備すること。
- 7、女性が多い医療・介護・福祉・保育など、ケア労働者の待遇改善・賃金引上げを行うこと。
男女の賃金格差の是正・公表が企業や事業所に義務付けされたが、非正規雇用の実態を正しく反映したものとするよう改善を求める。
- 8、今年度から県が実施する「女性活躍・働き方改革支援奨励金」について、企業の正規雇用の転換を促進し働きやすい職場づくりに有効であり、制度と予算の拡充を行うこと。
- 9、会計年度任用職員の待遇改善を行い、労働時間は退職金が適用されるフルタイム勤務とすること。
- 10、県の女性管理職の割合は、教育分野は全国ワースト2位、校長、副校長・教頭の男女比は小中高校で全国最下位である。教育分野及び知事部局における女性管理職を大幅に増やすこと。意思決定の場の構成については、男女半々とする目標を掲げ早期に実施すること。
- 11、トイレについては、男女同数ではなく女性トイレの数が多くなるよう、県として設置者に改善を図ること。

以上



新型コロナウイルス感染症 新規陽性者数

令和5年9月7日(木)診断分

【男女・合計】

	新規陽性者数(名)
男	587
女	537
合計	1,124

【都市別・合計】

都市名	新規陽性者数(名)
福島市	129
伊達	81
安達	44
郡山	247
田村	25
須賀川	53
石川郡	19
白河	46
東白川郡	12
会津若松	80
喜多方	28
両沼郡	26
南会津郡	10
相馬郡	114
双葉郡	17
いわき市	193
合計	1,124

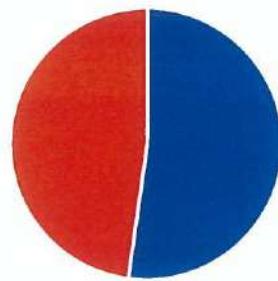
【回答協力医療機関数】

421

※男女人数、都市別人数を基本として、年齢別の数値については、参考値(一致しない場合あり)とする。

○男女別割合

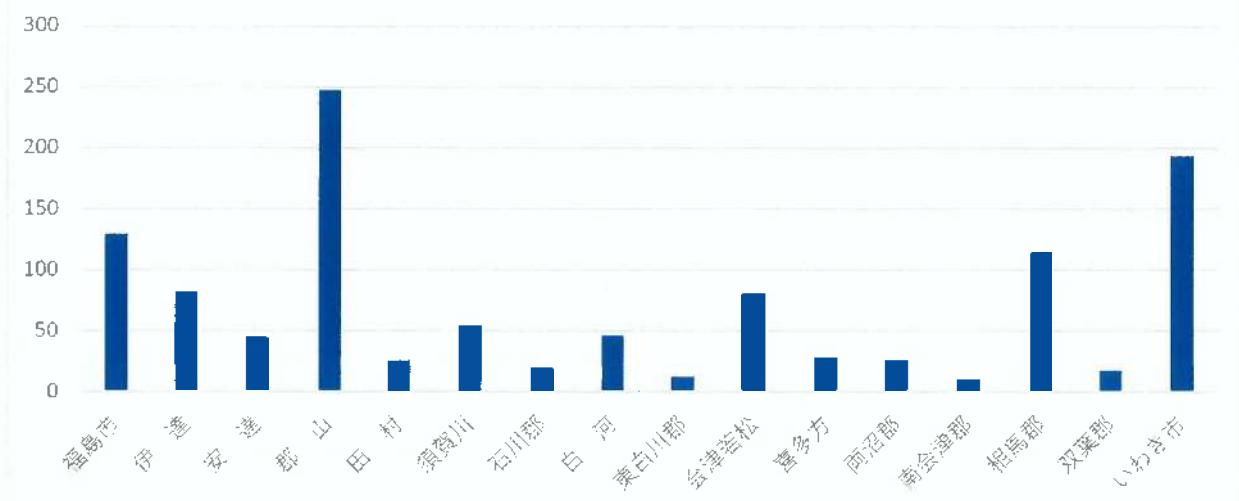
新規陽性者数（名）



■男 ■女

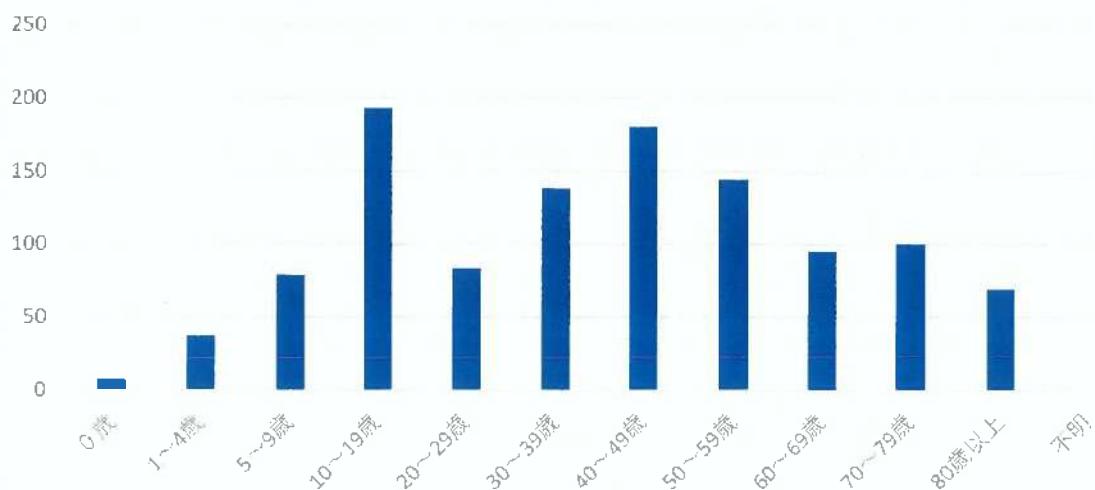
○都市別割合

新規陽性者数（名）



○年齢別割合

新規陽性者数（名）



新規陽性者数の推移（全体）



折れ線グリーン ⇒ 月曜日の推移
折れ線オレンジ ⇒ 木曜日の推移

《変動の主な理由》
7/17(祝日)、8/14(お盆)
8/10(8/11午前中まで報告日のため報告件数に影響)

学校給食費の無料化を求める会 2022~2023年の活動・関連事項日誌

※7月段階の福島県の状況…全額無料 23 市町村 一部補助 21 市町村 計 44 市町村 75%

2022年 8月 26日(金)第2回総会 オンライン ホスト会場県労連 22人参加

9月 10日 「より豊かな学校給食をめざす京都連絡会」学習会 オンライン参加

9月 20日 県議会に請願提出 「福島県内の市町村で実施されている学校給食費無料化または一部補助事業に対する県による助成を行なうことを求める請願」(紹介議員 神山悦子・大橋沙織)⇒継続審査

※いわき市で給食費無償化署名

※福島市の新学校給食センターの整備・開設の見直しを求める署名

9月 30日 役員会

10月 関連

※給食リーフ案検討

※県知事選挙(10月 30日投票)

・内堀・草野両候補に公開質問状を提出⇒内堀氏は無償化について「どちらでもない」草野氏は「無償化をすすめる」と回答

・つくる会のキックオフ集会で草野候補激励(石川)

・草野芳明候補と会として学校給食費無償化で政策協定

※新婦人中央本部主催「学校給食費無償化&地場産、県産、勇気食材に!オンライン学習会」に参加。

※11月段階の福島県の状況…全額無料 24 市町村 一部補助 22 市町村 計 46 市町村

※「学校給食費の無料化を求める会」だよりNo.9 発行

11月 22日 役員会⇒リーフレット作成準備

2023年

1月 11日 「学校給食費の無料化を」リーフレット作成(25000部作成)・配付・子育て支援のためのアンケート調査への協力依頼

※リーフレット「しんぶん赤旗」で紹介される。各地からの問い合わせがくる。

1月 17日 役員会

2月 11日 二本松市「安心安全な学校給食と無償化を求める会」学習交流会・「会」の発足集会

2月 17日 役員会

3月 12日(日) 宮城県塩竈市で「塩釜学校給食費無償化を求める会」結成集会の学習会講師(小川)

3月 17日 役員会 新幹事に岩渕望さんと松崎聰さん参加

※新婦人白川支部 3月市議会に「白河市立の小中学校の給食費を無料にすることを求める陳情」提出

3月 1日 DVD「希望の給食」視聴会 青年会館 13人参加

3月 23日 日本共産党福島県議団が県教委に「学校給食費無償化の早期実施を求める申し入れ」

※3月段階の福島県の状況…全額無料 27 市町村 一部補助 22 市町村 計 49 市町村 83%

4月 4日 日本共産党いわき市議団「学校給食の全面無償化」を求める要請・署名 1308人分

4月 6日 新婦人福島支部 あゆみ班、飯坂班が「入学おめでとう行動」で給食りーふと大型センター見直しチラシの配付行動

4月 7日 日本共産党郡山市議団「小学校の学校給食費無料化実施」を市に要請

4月 8日 宮城県大崎市の「学校給食の無料化をめざす大崎市民の会」キックオフ集会・講演会

4月 15日 給食リーフ配付・アンケート呼びかけ宣伝行動(コーピーズみどり) 7人参加

5月 1日 メーデー60秒アピールに参加 銀賞

5月 27日 新婦人須賀川支部で給食費無償化についての学習会 講師 小川

※4月段階の福島県の状況…全額無料 29 市町村 一部補助 21 市町村 計 50 市町村 85%

6月 16 日 役員会

※6月議会に県議会自民が「若者世代・子育て世代の経済的支援の強化を求める意見書」

提出の提案。3項目目に「公立小中学生の就学援助の拡充や給食費の無償化などをはじめ……教育費の負担軽減を促進すること」とある。

6月 20 日 県議会に対して「福島県内の市町村で実施されている学校給食費無料化または一部補助事業に対する県による助成を行なうことを求める請願」「国に対し『学校給食費無料化を実施することを求める意見書』提出についての請願」を提出⇒継続審査

※6月段階の福島県の状況…全額無料 29 市町村 一部補助 22 市町村 計 50 市町村 86%

※須賀川で「学校給食費の無償化を求める会」発足(新婦人・教育ネットワーク・教組・農民連) 市議会選挙候補者に要望書とアンケート実施。

※新婦人会津若松支部で6月議会に「学校給食費無償化・一部補助を求める陳情」提出⇒採択

※新婦人白河支部矢吹班が6月町議会に「学校給食費無償化を求める陳情」提出⇒採択 矢吹班は、6月 21 日に町と懇談を行なう。

7月 16 日 役員会

※「学校給食費の無料化を求める会」だより No.10 発行

8月 30 日 福島県に対して「福島県全市町村学校給食費の無料化を求める要望書」「保護者の負担軽減を求める要望書」を提出。懇談。

参加者…「無料化を求める会」5人と「安心安全な学校給食と無料化を求める会」(二本松市)
「給食無償化を実現する会」(郡山市)の計 7人。日本共産党県議団 5人が同席。終了後記者会見

福島県・学校給食費無償化・一部補助の自治体数推移・到達点

年	月	無償化市町村	一部補助市町村	合計	割合
2018	9	11	18	29	49%
2022	7	23	21	44	75%
2023	6	29	22	51	86%

会発足時

昨年総会直前

今回総会直前

【学校給食費無料化等の実施状況】

全額無料：29市町村 一部補助（食材費補助含む）22市町村

★59市町村中、51市町村で全額または一部補助（86%）

2023年6月現在
福島県調べ等の資料より日本共産党福島県議団作成

全額補助	1 柏馬市		★2023年度から新規実施 ☆2023年度から拡充
	2 金山町		
	3 下郷町		
	4 古殿町		
	5 泉崎村		
	6 塙町		
	7 柳津町		
	8 三島町		
	9 広野町		
	10 只見町		
	11 北塩原村		
	12 國見町		
	13 川内村		
	14 富岡町		
	15 葛尾村		
	16 楠葉町		
5割超～9割補助	17 大熊町	被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金が財源	
	18 双葉町		
	19 浪江町		
	20 飯館村	（帰還児童生徒のみ）	
	21 川俣町		
	22 南相馬市		
	23 中島村		
	24 桑折町☆		
	25 石川町☆		
	26 渋川町☆		
半額補助	27 平田村☆		
	28 西郷村☆		
	29 郡山市☆		
	1 横枝岐村	9割補助	
	2 矢祭町☆	小学180円・中学170円補助 (1食：小280円の64%、中320円の53%)	
	3 薩多方市		
一部補助	2 蛇川村		
	3 矢吹町		
	4 本宮市☆		
	5 玉川村☆		
	6 大玉村		
	1 棚倉町	2割補助	
	2 湯川村	小学33円・中学27円補助、15歳以下の第3子以降無料 (1食：小260円の12.6%、中308円の8.7%)	
	3 福島市	小学・中学ともに130円補助 (センター1食：小330円の39%、中380円の34%)	
	4 田村市	小中在校2人目以降無料	
	5 白河市	18歳以下の子どもが3人以上いる場合、第3子以降無料	
	6 天栄村	小学・中学ともに1/3補助	
食材費補助	7 小野町	小中在校2人目以降無料	
	8 二本松市★	1割補助	
	9 いわき市★	18歳までの子どもが3人以上いる場合、第3子以降無料	
	10 鏡石町★	町立学校在学第2子以降半額補助	
	11 昭和村	小学31円・中学89円補助 (1食：小270円の11.5%、中315円の28%)	

その他：物価高による増額分補助（4自治体）…三春町、会津若松市、伊達市、会津坂下町